

事業組合等人材採用活動支援補助金

目的

人材不足の課題解決を図るため、業界の仕事理解の促進、イメージアップや、外国人材の受け入れ等の人材採用活動を支援

補助内容

補助対象者

市内に事業所を有する事業組合等

補助対象経費

委託費、調査研究費、広告宣伝費、通信運搬費、出展手数料、会場借上料、消耗品費、旅費、実務研修費等

例)仕事の魅力をPRする動画の作成、合同企業説明会の開催、外国人材の採用に関する先進地視察など

補助額

予算額内において補助対象経費の2分の1以内（上限：30万円）

*補助対象経費に消費税は含みません。

手続きの流れ

▽申請

交付申請書、事業計画書等を提出してください。
必要に応じて事業内容をヒアリングします。

▽審査

申請受付後、速やかに審査を行い、結果をお知らせします。

▽補助金支払い

交付決定後、概算払いまたは精算払いが可能です。

▽実績報告

事業完了後、速やかに実績報告書を提出してください。

*同事業における同目的での他の補助金の重複受給はできません。
申請の際はご注意ください。